

新旧対照表（抄）

○ 中央区借上住宅条例（平成五年十二月中央区条例第三十二号）

新	旧
（使用者の公募） 第五条 区長は、借上住宅の使用者を公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。 一 借上住宅の使用者が、世帯の構成の異動又は収入の変動があつたことにより、他の借上住宅の使用を希望する場合で、区長が特に必要があると認めるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 二 借上住宅の使用者が、第二十六条第一項又は第二項の規定による交換をするとき。 2 （略） （使用の手続等） 第九条 （略） 2 前項の規定により使用予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 一 誓約書（社宅利用型借上住宅の使用予定者として決定された者にあつては、区規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書）を提出すること。 二 第二十条第一項の保証金（以下「保証金」という。）を納	（使用者の公募） 第五条 区長は、借上住宅の使用者を公募しなければならない。ただし、他の借上住宅の使用者が世帯の構成の異動又は収入の変動があつたことにより当該借上住宅の使用を希望する場合で、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 （略） （使用の手続等） 第九条 （略） 2 前項の規定により使用予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 一 誓約書（社宅利用型借上住宅の使用予定者として決定された者にあつては、区規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書）を提出すること。 二 第二十条第一項の保証金 を納

新	旧
付すること。 3 区長は、第五条第一項第一号に該当する使用者を第一項の規定により他の借上住宅の使用予定者として決定したときは、現に使用している借上住宅に係る保証金を他の借上住宅に係る保証金に充当することができる。この場合において、現に使用している借上住宅に係る保証金の額（第二十条第二項ただし書に規定する費用があるときは、当該費用の額を控除した額）が、他の借上住宅に係る保証金の額を超えるときは当該超える額を当該使用者に還付し、不足するときは当該不足する額を他の借上住宅に係る保証金として当該使用者から徴収するものとする。 4 社宅利用型借上住宅の使用予定者は、前項に規定するもののほか、当該借上住宅の利用に供する者（以下「社宅利用者」という。）の名簿、雇用関係を証明する書類その他区長が必要と認める書類（以下「社宅利用者名簿等」という。）を提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。 5 及び 6 （略） （使用料の基礎減額） 第十三条 （略） 2 及び 3 （略） 4 前三項の規定にかかわらず、区長は、使用者が正当な理由がなく使用料（前三項の規定による基礎減額を行う場合にあつては、基礎減額を行った後（以下「基礎減額後」という。）の使用	付すること。 3 社宅利用型借上住宅の使用予定者は、前項に規定するもののほか、当該借上住宅の利用に供する者（以下「社宅利用者」という。）の名簿、雇用関係を証明する書類その他区長が必要と認める書類（以下「社宅利用者名簿等」という。）を提出しなければならない。 4 及び 5 （略） （使用料の基礎減額） 第十三条 （略） 2 及び 3 （略） 4 前三項の規定にかかわらず、区長は、使用者が正当な理由がなく使用料（前三項の規定による基礎減額を行う場合にあつては、基礎減額を行った後（以下「基礎減額後」という。）の使用

新		旧	
用料。以下「使用料等」という。）を滞納しているとき、又は保証金の徴収に応じないときは、基礎減額を行わないことができる。 (借上住宅の交換) 第二十六条 借上住宅の使用者が、相互にその借上住宅を交換しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。 2 使用者は、借上住宅の建替えその他やむを得ない事由により、区長とその借上住宅を交換しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。 3 区長は、区規則で定める基準により、前二項に規定する承認をする。 4 第九条第二項の規定は、使用者が第一項又は第二項の規定により交換の承認を受けた場合における手続について準用する。 この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一項又は第二項」と、「使用予定者として決定された者」とあるのは「交換の承認を受けた使用者」と読み替えるものとする。 5 区長は、第九条第三項後段の規定の例により、交換前の借上住宅に係る保証金を交換後の借上住宅に係る保証金に充当することができる。		用料。以下「使用料等」という。）を滞納しているとき、又は第二十条第一項の保証金の徴収に応じないときは、基礎減額を行わないことができる。 (借上住宅の交換) 第二十六条 借上住宅の使用許可を受けた者が、相互にその借上住宅を交換しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
名称	位置	名称	位置
中央区借上住宅銀座アイタワー	東京都中央区銀座二丁目九番七号	中央区借上住宅銀座アイタワー	東京都中央区銀座二丁目九番七号

新		中央区借上住宅銀座ウォールビ ル	東京都中央区銀座六丁目十三番 十六号
旧		中央区借上住宅グリーンホーム ズ	東京都中央区勝どき三丁目十三 番二号
附 則 1 この条例は、令和七年十一月一日から施行する。 2 この条例による改正後の中央区借上住宅条例第九条第四項の 規定による借上住宅の使用許可に関し必要な手続その他の行為 は、この条例の施行の日前においても行うことができる。			